

### 第3節 避難設備に関する技術基準

#### (避難器具)

**第28条** 避難器具の設置については、政令第25条、省令第26条、省令第27条の規定及び昭和53年3月13日付消防庁告示第1号「避難器具の基準」並びに平成8年4月16日付消防庁告示第2号「避難器具の設置及び維持に関する技術上の基準の細目」によるほか、次によること。

- (1) 避難空地は当該防火対象物の敷地内に確保すること。
- (2) 酔客の出入が予想される階にあっては、努めて固定式の避難設備（緩降機・避難袋等）の設置を指導すること。
- (3) 政令別表第1(6)項に掲げる防火対象物における避難器具は、滑り台又は避難袋を原則とすること。
- (4) 吊り下げ式の避難はしご（直接避難階に達するものに限る。）を設置することができるのは、階数にあっては3階を、高さにあっては9.6mを限度として指導すること。
- (5) 共同住宅等の避難上有効なバルコニー等（手すりその他の転落防止のための措置を講じ、かつ、幅員0.6m以上を有するバルコニー等をいう。）に設置する避難器具用ハッチの降下口は、直下階と同一垂直線にない位置とするため、相互の降下空間の間に0.6m以上の距離を取ること。
- (6) 前号に掲げる避難はしごは、吊り下げ式の金属性避難はしごとし、防火対象物の壁面に正対して降下できるように取り付けること。

#### (誘導灯)

**第29条** 誘導灯の設置については、政令第26条及び省令第28条から省令第28条の3の規定並びに平成11年消防庁告示第2号「誘導灯及び誘導標識の基準」及び平成11年9月21日付消防庁予防課長通知（消防予第245号）「誘導灯及び誘導標識にかかる設置維持ガイドラインについて」によるほか、次によること。

- (1) 避難口誘導灯は、次により設置すること。
  - ア 直通階段の出入口（付室が設けられている場合にあっては当該付室の出入口）に設置するとともに、当該付室内に複数の出入口があるため、階段への出入口が識別できない場合には、当該出入口に誘導標識の設置を指導すること。
  - イ 100m<sup>2</sup>を超える居室（主として防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者の使用に供する居室にあっては400m<sup>2</sup>）の避難口に通じる廊下等への出入口
  - ウ 不活性ガス消火設備の防護区画からの出入口。ただし、非常用の照明装置が設置されている等十分な照度が確保されている場合は、誘導標識とすることができる。
  - オ 避難口が近接して2以上ある場合で、その一の避難口に設けた避難口誘導灯の灯火により、容易に識別することができる他の避難口には避難口誘導灯を設置しない

ことができる。(近接する避難口の間隔は、概ね3m以内とする。ただし、誘導灯を設置しないことができる避難口に蓄光式の誘導標識を設けた場合は、概ね10m以内とすることができる。)

カ 避難口誘導灯は、床面から誘導灯下面までの高さが1.5m以上2.5m以下となるよう設置すること。

キ 直近に防煙たれ壁等がある場合は、視認性を確保するため当該たれ壁等より下方に設けること。

(2) 点滅機能を付加した誘導灯(以下「点滅型誘導灯」という。)、音声誘導機能を付加した誘導灯(以下「誘導音装置付誘導灯」という。)並びに点滅機能及び音声誘導機能を付加した誘導灯(以下「点滅型誘導音装置付誘導灯」という。)の設置箇所及び設置要領は前号の例によるほか次によること。

ア 点滅型誘導灯、誘導音装置付誘導灯又は点滅型誘導音装置付誘導灯(以下「点滅型誘導灯等」という。)は、次に掲げる防火対象物又はその部分に設置すること。

(ア) 視力又は聴力の弱い者が出入する防火対象物で、これらの避難経路となる部分

(イ) 政令別表第1(4)項に掲げる防火対象物の地階のうち、売り場面積が1,000m<sup>2</sup>以上の階で売り場に面する主要な出入口

(ウ) 不特定多数の者が出入する防火対象物で、誘導灯を容易に識別しにくい部分

イ 点滅型誘導灯等を省令第24条第1項第5号ハに規定する自動火災報知設備の地区音響装置の区分鳴動を行う防火対象物又はその部分に設置する場合にあっては、原則として地区音響装置の区分鳴動を行う階に設置される誘導灯についてのみ、点滅及び誘導音を発生させるもの(以下「区分動作方式」という。)であること。

ウ 非常警報設備として放送設備が設置されている防火対象物にあっては、誘導音装置付誘導灯の設置位置又は当該誘導音装置の音圧レベルを調整する等により、非常放送の内容の伝達が困難又は不十分とならないように措置すること。ただし、放送設備と連動して誘導音を停止する装置を設けた場合は、この限りでない。

エ 誘導音の指向性を損なわないように設置すること。

(3) 通路誘導灯は、次により設置すること。

ア 政令別表第1(1)項から(16の3)項までに掲げる防火対象物の階段又は傾斜路のうち、非常用の照明装置が設けられているものは、通路誘導灯の設置を要しない。

イ 床面に埋め込む通路誘導灯は、器具面を床面以上とし、突き出し部分は5mm以下とすること。

ウ 廊下等の直線部分に同じ区分の通路誘導灯を2以上設置する場合は、概ね等間隔となるように設置すること。

オ 避難施設への出入口が2箇所以上ある場所で、当該出入口から20m以上となる部分に設置するものの表示は、原則として二方向避難を明示し、その他のものは一方

向指示とすること。

カ 居室内に防火戸（防火シャッターを含む。）がある場合は、隣接区画から避難してきた者が避難施設へ避難できる方向に指示すること。

キ 政令別表第1(9)項イ又は(16)項イに掲げる防火対象物のうち(9)項イの用途に供される部分で、脱衣所、浴室、マッサージ室等の居室が廊下等を経ないで通行できる場合は、この居室の連続を一の居室内通路とみなし、設置すること。

ク ランプの交換等による維持管理や目線を考慮して、床面から誘導灯下面までの高さが2.5m以下となるように設置すること。

ケ 直近に防煙たれ壁等がある場合は、当該防煙たれ壁等より下方の箇所に設けること。

コ 壁、床等に埋め込む場合は、当該部分の強度及び耐火性能に支障をきたさないように措置すること。

(4) 灯火を内蔵した標識板（以下「標識灯」という。）と並列設置される誘導灯は、前3号の例によるほか、次によること。

なお、並列設置とは、標識灯を誘導灯の短辺に接して設置することをいう。

ア 標識灯に使用される色は、概ね「緑色」又は「赤色」以外のものであること。

イ 標識灯の表示面の平均輝度は、誘導灯の表示面の平均輝度以下であること。

ウ 標識灯の電源回路は、誘導灯の電源回路と別回路とすること。

2 前項の規定にかかわらず次の各号に該当する場合は、政令第32条の特例基準を適用して誘導灯の設置を要しないものとする。

(1) 防火対象物のうち、避難階に存する部分で当該部分の床面積が100m<sup>2</sup>未満、かつ、当該部分のいずれからも避難口が容易に見通すことができるもの。

(2) 機械室等通常保安等のための人の出入以外の人の出入が少ない防火対象物等で、当該部分のいずれからも避難口が容易に見通すことができるもの。